

市たばこ税更正(決定)通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市 西 区長 印

次のとおり税額を更正(決定)しましたので通知します。

月	別	年 月 分	年 月 分	年 月 分	
申 告 期 限		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
既 申 告 (決 定 額 (ア))	課 税 標 準 数 量	旧 3 級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	本	本	
		旧 3 級品の紙巻たばこ	本	本	
	税 額		円	円	円
	還 付 金 の 額		円	円	円
更 正 又 は 決 定 額 (イ))	課 税 標 準 数 量	旧 3 級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	本	本	
		旧 3 級品の紙巻たばこ	本	本	
	税 額		円	円	円
	還 付 金 の 額		円	円	円
差 引 不 足 税 額 (イ- ア))	課 税 標 準 数 量	旧 3 級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	本	本	
		旧 3 級品の紙巻たばこ	本	本	
	税 額		円	円	円
	還 付 金 の 額		円	円	円
加 算 金	区 分		計算の基礎となる税額	率	加 算 金 額
	1	過 少 申 告 加 算 金			
	2	不 申 告 加 算 金	円	%	円
	3	重 加 算 金			
納 期 限		年 月 日			
更 正 (決 定) 理 由					

(注意) 不足税額については、申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年 14.6 パーセント(その納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント(当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日現在の公定歩合に年 4 パーセントを加算した割合。ただし、年 7.3 パーセントを限度とする。))の割合で計算した延滞金(100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)を加算して納付してください。

(A4)

(備考)

- この様式は、市たばこ税の税額を更正(決定)したことを納税者に通知する場合に使用すること。
- この様式は、市たばこ税更正(決定)決議書と併せて複写式とすること。
- 黒色刷とすること。
- 様式の下欄には、教示について記載することができる。